第六条の二十九	令第十一条	特区法施行令第九条において準用する令第十一条
	令第十二条	特区法施行令第八条
	令第十四条	特区法施行令第九条において準用する令第十四条
第六条の三十	法第十八条の十八第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十八第一項
第六条の三十第三号	法第十八条の六各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた	特区法第十二条の五第五項の規定により国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなつた
第六条の三十第四号	法第十八条の二十の二第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の二十の二第一項
第六条の三十四	登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第六条の三十四第二号及び第六条の三十四の二	法第十八条の五各号	特区法第十二条の五第四項各号
第六条の三十四の二	第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号
	法第十八条の二十一若しくは法第十八条の二十二	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の二十一若しくは法第十八条の二十二
第六条の三十五	法第十八条の十九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十九第一項
第六条の三十六	法第十八条の十九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十九第一項
	令第十七条第一項	特区法施行令第九条において準用する令第十七条第一項
	保育士登録簿	国家戦略特別区域限定保育士登録簿

（読替規定）

第十条　法第十二条の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第三条第四項、第四条第一項、第七条及び前条の規定の適用については、第三条第四項、第四条第一項及び第七条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六条の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）の長」と、同令第六条の十一から第六条の十六まで、第六条の十八から第六条の二十まで、第六条の二十三、第六条の二十五から第六条の二十九まで及び第六条の三十四から第六条の三十七まで中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六条の二十六第一項中「、都道府県」とあるのは「、試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

（試験実施指定都市における試験実施）

第十一条　試験実施指定都市の長は、当該試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事が保育士試験を年二回以上行う場合又は国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合を除き、法第十二条の五第十二項の規定により認定区域計画に法第八条第二項に掲げる事項として、当該都道府県知事と当該試験実施指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施するものとする。

（令第十二条の内閣府令で定める事項）

第十二条　令第十二条の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

三　国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなった年月

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和五年四月一日から施行する。

（内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の廃止）

第二条　内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この府令の施行の際現にあるこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和五年厚生労働省令第四十八号）第五十四条の規定による改正前の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「旧規則」という。）に基づく第一号様式、第二号様式、第三号様式、第四号様式及び第五号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3　第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の三十第四号の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行為により法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十の二第一項各号に該当する者について適用し、施行日前の行為により同項各号に該当する者については、適用しない。

4　第二号様式は、施行日以後に提出される登録の申請書について適用し、施行日前に提出された登録の申請書については、旧規則に基づく第二号様式を使用するものとする。

5　前項の規定にかかわらず、施行日前の行為により法第十二条の五第四項（第一号を除く。）又は法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十の二第一項各号に該当する者の登録の申請書については、旧規則に基づく第二号様式を使用するものとする。

6　児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第六十四号。以下「改正省令」という。）の施行前に、改正省令による改正前の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条の二第二項第三号に掲げる科目に合格した者は、その合格の年に第三条第二項第三号に掲げる科目に合格したものとみなす。